



障発0324第11号
平成28年3月24日

公益社団法人 日本精神科病院協会
会長 山崎 學 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長



難治性精神疾患地域連携体制整備事業の実施について

標記について、別添のとおり都道府県知事、指定都市市長及び独立行政法人国立病院機構理事長あてに通知しましたので、御了知いただくとともに、関係機関及び関係団体等に対する周知等、事業にご協力賜るようよろしくお願いいたします。



障 発 0 3 2 4 第 8 号
平 成 2 8 年 3 月 2 4 日

各 { 都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長 } 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

難治性精神疾患地域連携体制整備事業実施要綱の一部改正について

難治性精神疾患地域連携体制整備事業については、「難治性精神疾患地域連携体制整備事業実施要綱」（平成26年3月31日付け障発0331第16号）（以下「実施要綱」という。）により実施しているところであるが、別添新旧対照表のとおり実施要綱の一部を改正し、平成28年4月1日から適用することとしたので通知する。



障発0324第9号
平成28年3月24日

独立行政法人 国立病院機構 理事長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

難治性精神疾患地域連携体制整備事業実施要綱の一部改正について

難治性精神疾患地域連携体制整備事業については、「難治性精神疾患地域連携体制整備事業実施要綱」（平成26年3月31日付け障発0331第16号）（以下「実施要綱」という。）により実施しているところである。本事業は精神科病院と血液内科・麻酔科等を有する医療機関とのネットワークの構築等、地域での支援体制の構築が必要であり、貴独立行政法人管下病院においても本事業を御活用頂くため、実施主体に都道府県、指定都市に加え、独立行政法人を追加し、平成28年4月1日から適用することとしたので、別添実施要綱を通知する。

別添

難治性精神疾患地域連携体制整備事業実施要綱

1 目的

精神病床に入院中の難治性患者は、退院が困難となり入院が長期化しやすいが、治療抵抗性統合失調症治療薬等の専門的治療により地域生活へ移行する例も少なくないとされている。

これらの治療を実施するためには、精神科病院と他科とのネットワークの構築等、地域での支援体制の構築が必要なため、将来の一般制度化に向けた試行的事業として実施する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び独立行政法人（以下「都道府県等」という。）とする。

また、都道府県等は、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。

3 支援対象者

本事業による支援の対象者は、精神病床に入院中で従来の治療では効果が乏しく、治療抵抗性統合失調症治療薬等の専門的治療が必要とされる難治性患者とする。

4 事業内容等

(1) 医療機関間の連携会議の開催

精神科病院と血液内科、麻酔科等を有する医療機関とのネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を構築し、連携を図るための会議（以下「連携会議」という。）を開催する。

(ア) ネットワークの構築

都道府県等は精神病床に入院中の難治性患者に対し、治療抵抗性統合失調症治療薬等の専門的な治療により地域生活への移行の支援を適正に実施するためのネットワークを構築する。

1 ネットワークは、ネットワークの中心となって調整等を行う血液内科、麻酔科等を有する医療機関（以下「コア医療機関」という。）、精神科病院並びにその他精神科以外の診療科を有する医療機関（以下「その他医療機関」という。）の約6病院で構成するものとする。

(イ) 連携会議の開催

都道府県等は、当該事業の実施に対し連携会議（ネットワークを構成する全医療機関に所属する医師、看護師、精神保健福祉士等をメンバーとする）を、月1回程度開催し、以下に掲げる業務を行うものとする。

- ①ネットワークの活動状況の把握を行う。
- ②支援内容に係る定期的なモニタリング(支援対象者の病状等の変化など)を行う。
- ③コア医療機関、精神科病院並びにその他医療機関との連携を図るとともに、必要に応じて行政機関(保健所、市町村、福祉事務所等)や地域援助事業者等との連携を図る。

(2) 先行事例研修会

既にネットワークを構築している医療機関よりアドバイザーを招聘し、連携のための体制整備等に係るアドバイスを受けるとともに、本事業実施機関からは、既にネットワークを構築している医療機関に職員を派遣し、連携に係る先行事例を学ぶ研修を実施する。

(3) コア医療機関の体制整備

1 ネットワークのコア医療機関において、ネットワーク内の医療機関との連絡調整等に必要な体制を整備する。

5 留意事項

- (1) 本事業実施機関は、支援対象者等のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、個人情報に関する管理責任者を定めるとともに、支援従事者は正当な理由なくその業務を通じ知りえた個人情報を漏らしてはならないこと。
- (2) 都道府県等は、事業を行うことができる法人等に委託する場合、法人等に対し業務内容、個人情報の適切な取扱いに関する内容等を契約に盛り込み、法人等の義務とするほか、業務が適切に行われていることを定期的に確認するなど必要かつ適切な監督をしなければならない。

6 報告

- (1) 都道府県等は、本事業の適性かつ積極的な運営を確保するために、ネットワークの活動状況等について、必要に応じ実施機関から事業実施の報告を求めるとともに、事業実施状況の調査・指導等を行うものとする。
- (2) 本事業の効果等について検証を行うことから、都道府県等は、別に定める様式により翌年度5月末までに、当部精神・障害保健課あてに報告を行うこと。

7 経費の補助

国は、都道府県等がこの実施要綱に基づき実施する経費については、厚生労働大臣が別に定める「精神保健費等国庫負担(補助)金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うことができるものとする。

(別添)

○ 難治性精神疾患地域連携体制整備事業の実施について（平成26年3月31日 障発第0331第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改正後	現行
<p data-bbox="817 391 1120 510">障発0331第16号 平成26年3月31日 <u>一部改正</u> 障発0324第8号 <u>平成28年3月24日</u></p> <p data-bbox="224 574 492 662">各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p data-bbox="593 694 1120 726">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p data-bbox="336 813 1008 845">難治性精神疾患地域連携体制整備事業の実施について</p> <p data-bbox="313 909 380 941">(略)</p> <p data-bbox="257 973 324 1005">別添</p> <p data-bbox="257 1029 840 1061">難治性精神疾患地域連携体制整備事業実施要綱</p> <p data-bbox="257 1117 470 1149">1 (略)</p> <p data-bbox="257 1181 1108 1332">2 実施主体 本事業の実施主体は、<u>都道府県、指定都市及び独立行政法人</u>（以下「都道府県等」という。）とする。 また、都道府県等は、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。</p> <p data-bbox="257 1356 470 1388">3～4 (略)</p>	<p data-bbox="1713 391 2016 446">障発0331第16号 平成26年3月31日</p> <p data-bbox="1131 574 1400 662">各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p data-bbox="1500 694 2027 726">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p data-bbox="1243 813 1915 845">難治性精神疾患地域連携体制整備事業の実施について</p> <p data-bbox="1220 909 1288 941">(略)</p> <p data-bbox="1164 973 1232 1005">別添</p> <p data-bbox="1164 1029 1747 1061">難治性精神疾患地域連携体制整備事業実施要綱</p> <p data-bbox="1164 1117 1377 1149">1 (略)</p> <p data-bbox="1164 1181 2016 1332">2 実施主体 本事業の実施主体は、<u>都道府県又は指定都市</u>（以下「都道府県等」という。）とする。 また、都道府県等は、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。</p> <p data-bbox="1164 1356 1377 1388">3～4 (略)</p>

5 留意事項

(1) (略)

(2) 都道府県等は、事業を行うことができる法人等に委託する場合、法人等に対し業務内容、個人情報の適切な取扱いに関する内容等を契約に盛り込み、法人等の義務とするほか、業務が適切に行われていることを定期的に確認するなど必要かつ適切な監督をしなければならない。

6～7 (略)

5 留意事項

(1) (略)

(2) 都道府県等は、事業を行うことができる法人等に補助する場合、法人等に対し業務内容、個人情報の適切な取扱いに関する内容等を契約に盛り込み、法人等の義務とするほか、業務が適切に行われていることを定期的に確認するなど必要かつ適切な監督をしなければならない。

6～7 (略)